

豊中市オーパス・スポーツ施設情報システム

使用団体登録申込要領

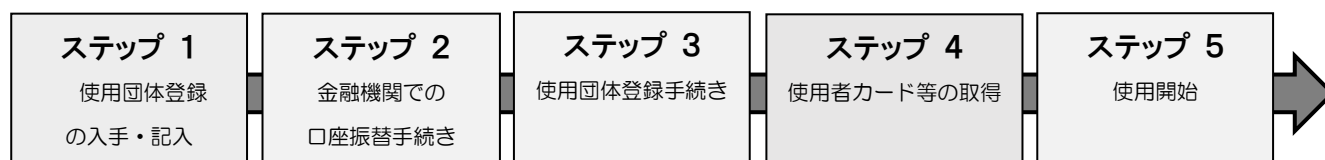
（豊中市立学校運動場夜間開放事業用）

オーパス・スポーツ施設情報システムについて

豊中市内の学校運動場夜間開放を使用される皆さまが、手軽に公平に施設を使用していただけるよう、豊中市オーパス・スポーツ施設情報システム（以下オーパスという。）による使用者登録制度を採用しています。

オーパスに使用団体登録された方は、施設使用申込みの手続きがパソコン、携帯ウェブ・スマートフォン、体育施設に設置している街頭端末機からできるほか、使用料の支払いを口座振替で行うことができます。

＜ 登録から使用開始までの流れ ＞



使用 者 登 録 申 込 の 方 法

■登録できる団体

- 10人以上で構成され、かつ7割以上の人が豊中市内に在住または在勤の団体。
- 代表者、現場責任者が1人以上いて、かつ、それらの者が成人であること。
- 構成員が、その他の使用団体登録をしている団体の構成員を兼ねていないこと。
- 1つの団体を複数の団体に分割して登録していないこと。
- 個人登録はできません。

■使用できる施設

学 校 名	住 所
第 四 中 学 校	豊中市服部本町 4 丁目 5 番 7 号
第 七 中 学 校	豊中市庄内栄町 5 丁目 10 番 1 号
第十二中学校	豊中市浜 2 丁目 14 番 1 号
第十四中学校	豊中市北緑丘 1 丁目 1 番 1 号
庄内西小学校	豊中市庄本町 4 丁目 1 番 10 号

■登録方法

ステップ 1

使用団体登録必要書類を入手・記入します。

●書類は、下記受付窓口にあります。

(市スポーツ施設にはありませんのでご注意ください。)

ステップ 2

取扱金融機関で、豊中市学校夜間照明施設使用料預金口座振替依頼書に確認印をもらってください。

●取扱金融機関へ持参する物

豊中市学校夜間照明施設使用料預金口座振替依頼、預金通帳、金融機関届出印等

預金口座振替依頼書について

3枚複写の3枚目(申込者様控)を、取扱金融機関よりお受け取りください。
その後、申込書等と一緒に下記受付窓口へ提示してください。

取扱金融機関

・三 菱 U F J 銀 行 ・三 井 住 友 銀 行
・り そ な 銀 行 ・池 田 泉 州 銀 行
・北おおさか信用金庫

ステップ 3

使用団体登録の手続きを行ってください。

ステップ 4

使用者カード(オーパスカード)と利用者番号が発行されます。

ステップ 5

ご使用開始となります。申込時に設定したパスワード等で次のサイトへログインしてください。 <https://reserve.opas.jp/>

■受付窓口

豊中市教育委員会事務局

学校施設管理課(市役所第一庁舎6階)

豊中市中桜塚 3 丁目 1 番 1 号

・時間:月曜日～金曜日の(祝日・休日・年末年始は除く)

午前 9 時～午後 5 時 15 分まで、随時受付いたします。

(注)新規登録団体は郵便での受付はできません。

■提出書類

- ①豊中市スポーツ施設情報システム使用団体登録申込書
(豊中市立学校運動場夜間開放事業用)
- ②豊中市学校夜間照明施設使用料預金口座振替依頼書(申込書控え)
※取扱金融機関にて事前に手続きが必要です。
- ③豊中市立学校運動場夜間開放事業 団体登録構成員名簿
(16歳未満の青少年は、全員の保護者の参加承諾書(写し)が必要。)

■登録にあたっての注意事項

- 団体構成員のうち、市外者が3割を超える場合は、登録できませんのでご注意ください。
- この登録により発行されるオーパスカードと「体育施設使用に係るオーパスカード」との併用はできません。
(「体育施設使用に係るオーパスカード」は、別途登録が必要です。)
- 更新手続きであっても、年度ごとに「団体登録構成員名簿」を提出する必要があります。
- 雨天等使用中止になる場合は教育委員会事務局から連絡しますので、雨天等連絡先に必ず2名以上明記してください。
- 登録内容に変更があった場合は、再度変更手続きが必要です。
- 登録内容と使用実態が相違する場合は、登録を取り消される場合がありますのでご注意ください。
- オーパスシステムの使用がない状態が1年以上続いたときは、登録を取り消される場合がありますのでご注意ください。

■施設を使用できる期間

- 1年間を通して使用できます。(12月27日～1月5日を除く)
- 学校教育上支障のある日や時間は除きます。
※学校の都合により急遽利用中止となる場合があります。

■使用可能時間及び使用料金

- 使用者の都合による利用中止は、使用料全額(6,000円)を徴収します。

使用可能時間	使用料金
午後7時 ～ 午後9時	6,000円

- 使用途中に降雨等により使用できなくなった場合、
1,500円/30分の使用料金を徴収します。

【例】午後8時20分に雨天のため中止した場合。
1,500円/30分×3=4,500円

使用可能時間	使用料金
午後7時 ～ 午後7時30分	1,500円
午後7時 ～ 午後8時	3,000円
午後7時 ～ 午後8時30分	4,500円
午後7時 ～ 午後9時	6,000円

■使用できる種目

- ・ 軟式野球（硬式野球は不可。）
※ 第十四中学校 及び 庄内西小学校は、使用できません。
- ・ サ ッ カ ー ・ ソフトボール ・ ラ グ ビ ー
※ 第四中・七中・十二中学校には、「ピッチャーマウンド」が常設されています。
体育大会前後はピッチャーマウンドがない場合があります。
- ・ その他、教育委員会が認める種目

申 込 回 数

■1 か月あたり、次の回数（単位）以内の申込みができます。

利用（抽選）申込み回数（単位）	空き施設の利用申込み回数（単位）
抽選申込回数：制限なし。 但し、当選は 10 回以内になります。	利用回数：制限なし。

施設の使用申込方法

■使用申込みは、登録時に「設定したパスワード」と「利用者番号」でログインしてください。

手 続 き	期 日	内 容
抽選による利用申込	使用日前月の 6 日～10 日	●希望の種目・施設・日を指定して申込みしてください。
抽 選	利用 1 か月前の 11 日	●コンピュータにより抽選します。
抽選結果の、確認と 確定作業	使用日前月の 12 日～16 日	●抽選結果を確認して、当選の場合は使用有無の意思表示（確定）をしてください。 <u>※確認の意思表示をしないと当選が無効になりますので、ご注意ください。</u>
空き施設の使用申込	使用日前月の 12 日～使用日の 3 日前まで	●空き施設を確認のうえ、使用申込みをしてください。
使用申込みの取消し	使用日の 5 日前まで（無料）	●使用申込みされた方は、核施設の使用日の 5 日前までは無料で申込みの取消しができます。 <u>※使用日 4 日前より全額キャンセル料をいただきます。</u>
使用料金のお支払い	使用後の翌月 16 日（土日祝日の場合は翌営業日）に口座振替	●あらかじめ指定された預金口座より、使用料を引落しします。

使用上の注意

オーパスカードの提示	●登録時に発行したオーパスカードを管理指導員に提示してください。
その他の注意事項	●第十四中学校・第十二中学校の <u>入場時間</u> は、生徒の安全確保のため <u>午後 6 時 50 分</u> 以降とします。
	●第四中学校の夜間開放使用団体の出入り口は、 <u>南門</u> を使用してください。
	● <u>路上駐車（有料駐車場へ）、喫煙、飲食は禁止</u> です。

■使用に際しては、別紙「豊中市立学校運動場夜間開放使用者の遵守事項」を厳守してください。

雨天時等の使用確認方法

平日の場合	●午後5時15分までに、使用中止と判断した時は当日の使用団体へ学校施設管理課より「使用中止」の連絡をいたします。 ※連絡が無い場合は、利用可です。なお、午後5時15分以降に天候が急変した時は、午後6時30分以降に管理指導員に確認してください。（管理指導員の連絡先参照）
土・日・祝日の場合	●当日管理指導員が「使用中止」と判断した時点で使用団体へ連絡いたします。 ※連絡が無い場合は、利用可です。 ※使用団体から確認する場合は、管理指導員に連絡してください。学校施設管理課では対応していません。

管理指導員の連絡先

●連絡可能時間：午後6時30分～午後9時まで。

第四中学校	080-4001-3897	080-4001-3808
第七中学校	080-4779-3891	080-4779-3906
第十二中学校	080-4779-3897	080-4779-3898
第十四中学校	080-4779-3899	080-4779-3900
庄内西小学校	080-4779-3891	080-4779-3906

豊中市教育委員会事務局 学校施設管理課企画調整係

TEL 06-6858-3277

メール kyochosei@city.toyonaka.osaka.jp